

北海道教育委員会教育長告示第77号

北海道立青少年体験活動支援施設条例第11条第3項の規定により、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川の利用料金の額を次のとおり承認した。

令和6年（2024年）6月25日

北海道教育委員会教育長 中 島 俊 明

利用料金の種類		利用料金の額	
		1人1日につき	1人1泊につき
1	4歳以上の幼児	220円	340円
2	小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	220円	670円
3	高等学校の生徒、高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者	220円	980円
4	1から3までのいずれかに該当する者の保護者及び引率者並びにこれらに準ずる者	450円	2,180円
5	1から4までのいずれにも該当しない者（4歳未満の者を除く。）	講師室を使用しない者	2,910円
		講師室を使用する者	3,410円